

# アンケート調査の回答（単純集計表）<sup>1</sup>

## 【アンケート調査の回答の種類】

アンケート調査の回答方法の略語の意味は以下のとおりである。以下、回答方法については略語で記載する。

- SA・・・単一回答。複数の選択肢から一つだけ選ぶ方式。
- MA・・・複数回答。複数の選択肢から該当するものを複数選ぶ方式。

Q1\_2 貴社の直近の事業年度における全従業員数はどの程度ですか。（S A）

		回答者数	410
選択肢		選択者数	割合(%)
1	10人以下	47	11.4
2	11人以上50人以下	119	29.0
3	51人以上100人以下	45	11.0
4	101人以上300人以下	41	10.0
5	301人以上1,000人以下	63	15.4
6	1,001人以上	95	23.2

Q1\_3 貴社の直近の事業年度における資本金の額又は出資の総額はどの程度ですか。（S A）

		回答者数	410
選択肢		選択者数	割合(%)
1	0円	0	0.0
2	0円超1000万円以下	23	5.6
3	1000万円超5000万円以下	157	38.3
4	5000万円超1億円以下	59	14.4
5	1億円超3億円以下	20	4.9
6	3億円超	151	36.8

Q1\_4 貴社の総売上額はどの程度ですか。直近3年の事業年度の平均値でお答えください（概算で結構です。）。

（S A）

		回答者数	410
選択肢		選択者数	割合(%)
1	1000万円以下	3	0.7
2	1000万円超5000万円以下	7	1.7
3	5000万円超1億円以下	13	3.2

<sup>1</sup> 自由記載欄は除く。

		回答者数	410
選択肢		選択者数	割合(%)
4	1億円超10億円以下	128	31.2
5	10億円超100億円以下	89	21.7
6	100億円超1000億円以下	88	21.5
7	1000億円超	82	20.0

Q1\_5 貴社の主たる業種について、東京証券取引所の33業種分類に従って、該当するものを選択してください。(S

A)

		回答者数	410
選択肢		選択者数	割合(%)
1	水産・農林業	0	0.0
2	鉱業	0	0.0
3	建設業	275	67.1
4	製造業（食料品）	7	1.7
5	製造業（繊維製品）	4	1.0
6	製造業（パルプ・紙）	0	0.0
7	製造業（化学）	12	2.9
8	製造業（医薬品）	0	0.0
9	製造業（石油・石炭製品）	1	0.3
10	製造業（ゴム製品）	0	0.0
11	製造業（ガラス・土石製品）	0	0.0
12	製造業（鉄鋼）	7	1.7
13	製造業（非鉄金属）	10	2.4
14	製造業（金属製品）	7	1.7
15	製造業（機械）	16	3.9
16	製造業（電気機器）	13	3.2
17	製造業（輸送用機器）	7	1.7
18	製造業（精密機器）	0	0.0
19	製造業（その他製品）	3	0.7
20	電気・ガス業	5	1.2
21	陸運業	3	0.7
22	海運業	3	0.7
23	空運業	0	0.0
24	倉庫・運輸関連業	11	2.7

		回答者数	410
選択肢		選択者数	割合(%)
25	情報・通信業	1	0.3
26	卸売業	12	2.9
27	小売業	5	1.2
28	銀行業	0	0.0
29	証券、商品先物取引業	0	0.0
30	保険業	0	0.0
31	その他金融業	0	0.0
32	不動産業	1	0.3
33	サービス業	7	1.7

Q2\_1 排除措置命令後に、研修を実施しましたか。(S A)

		回答者数	410
選択肢		選択者数	割合(%)
1	排除措置命令で研修を行うことが命じられており、当該研修を実施した。	161	39.3
2	排除措置命令で研修を行うことは命じられていなかったが、研修を実施した。	158	38.5
3	排除措置命令で研修を行うことは命じられておらず、研修は実施していない。(問3にお進みください。)	91	22.2

Q2\_2 研修の方法について、該当するものを選択してください。(M A)

		回答者数	319
選択肢		選択者数	割合(%)
1	自社が主催する対面による研修を実施した。	260	81.5
2	自社が主催するリモートによる研修を実施した。	76	23.8
3	外部組織(業界団体、法律事務所、企業研修会社等)が主催する対面による研修に受講者を参加させた。	131	41.1
4	外部組織(業界団体、法律事務所、企業研修会社等)が主催するリモートによる研修に受講者を参加させた。	44	13.8
5	その他	51	16.0

Q2\_3 研修の形態について、該当するものを選択してください。(M A)

		回答者数	319
選択肢		選択者数	割合(%)
1	講師による講義を聞く形態	289	90.6

		回答者数	319
選択肢		選択者数	割合(%)
2	講師や受講生とディスカッションを行う形態	55	17.2
3	想定事例を基にロールプレイングを行う形態	33	10.3
4	その他	59	18.5

Q2\_4 研修の回数・頻度について、該当するものを選択してください。(S A)

		回答者数	319
選択肢		選択者数	割合(%)
1	年に1回	225	70.5
2	半年に1回	38	11.9
3	四半期に1回	6	1.9
4	その他	50	15.7

Q2\_6 研修の実施に当たって、当該研修が排除措置命令を受けたことを踏まえたものであることを受講者に周知しましたか。(S A)

		回答者数	319
選択肢		選択者数	割合(%)
1	はい	303	95.0
2	いいえ	5	1.6
3	分からない	11	3.4

Q2\_7 研修の実施に当たって、工夫した点はありますか。該当するものを選択してください。(M A)

		回答者数	319
選択肢		選択者数	割合(%)
1	経営陣が参加し、コンプライアンスを重視する姿勢を見せた。	225	70.5
2	ディスカッション形式又はロールプレイング形式を採用した。	48	15.0
3	工夫した点はない。	30	9.4
4	その他	80	25.1

Q2\_8 現時点(令和4年10月現在)において、研修が貴社における独占禁止法違反行為の再発防止に寄与した程度について、研修が全く行われなかったと仮定した場合の状態を0とした上で1~10の加点法により付けるとしたら、どの数値を選択しますか。0から10までのいずれかの数値(整数)を回答してください。(S A)  
※分からない場合は空欄で結構です。

		回答者数	291
選択肢		選択者数	割合(%)
0	0	1	0.3
1	1	0	0.0
2	2	1	0.3
3	3	5	1.7
4	4	2	0.7
5	5	14	4.8
6	6	8	2.8
7	7	27	9.3
8	8	77	26.5
9	9	24	8.2
10	10	132	45.4

Q3\_1 排除措置命令後に、監査を実施しましたか。(S A)

		回答者数	410
選択肢		選択者数	割合(%)
1	排除措置命令で監査を行うことが命じられており、当該監査を実施した。	161	39.3
2	排除措置命令で監査を行うことは命じられていなかったが、監査を実施した。	80	19.5
3	排除措置命令で監査を行うことは命じられておらず、監査は実施していない。(問4にお進みください。)	169	41.2

Q3\_2 監査の頻度について、該当するものを選択してください。(S A)

		回答者数	239
選択肢		選択者数	割合(%)
1	年に1回	173	72.4
2	半年に1回	22	9.2
3	四半期に1回	3	1.3
4	その他	41	17.1

Q3\_4 監査においてチェックした項目について、該当するものを選択してください。(M A)

		回答者数	240
選択肢		選択者数	割合(%)
1	同業他社との会合等についての実態	205	85.4
2	営業利益率	49	20.4

		回答者数	240
選択肢		選択者数	割合(%)
3	落札率	57	23.8
4	積算の妥当性	95	39.6
5	その他	89	37.1

Q3\_5 監査の方法について、該当するものを選択してください。(M A)

		回答者数	239
選択肢		選択者数	割合(%)
1	監査対象者に対するヒアリング	210	87.9
2	監査対象者の営業日誌等の関係書類の閲覧	127	53.1
3	監査対象者のメールの閲覧	28	11.7
4	その他	62	25.9

Q3\_6 監査の実施に当たって、当該監査が排除措置命令を受けたことを踏まえたものであることを監査対象者に周知しましたか。(S A)

		回答者数	239
選択肢		選択者数	割合(%)
1	はい	206	86.2
2	いいえ	15	6.3
3	分からない	18	7.5

Q3\_7 監査の実施に当たって、工夫した点がありますか。該当するものを選択してください。(M A)

		回答者数	239
選択肢		選択者数	割合(%)
1	経営トップがその重要性・必要性を監査対象者へ説明するなどした。	111	46.4
2	事前に通知した上で行うほか、抜き打ちでの監査も併用した。	22	9.2
3	外部（独占禁止法専門の弁護士等）に委託した。	19	7.9
4	工夫した点はない。	39	16.3
5	その他	85	35.6

Q3\_8 現時点（令和4年10月現在）において、監査が貴社における独占禁止法違反行為の再発防止に寄与した程度について、監査が全く行われなかったと仮定した場合の状態を0とした上で1～10の加点法により付けるとしたら、どの数値を選択しますか。0から10までのいずれかの数値（整数）を回答してください。(S A)

※分からない場合は空欄で結構です。

		回答者数	220
選択肢		選択者数	割合(%)
0	0	0	0.0
1	1	0	0.0
2	2	1	0.5
3	3	4	1.8
4	4	2	0.9
5	5	18	8.2
6	6	7	3.2
7	7	19	8.6
8	8	53	24.1
9	9	15	6.8
10	10	101	45.9

Q4\_1 排除措置命令後に、行動指針の作成、改定又は周知徹底を実施しましたか。(S A)

		回答者数	410
選択肢		選択者数	割合(%)
1	排除措置命令で行動指針の作成、改定又は周知徹底を行うことが命じられており、当該行動指針の作成、改定又は周知徹底を実施した。	161	39.3
2	排除措置命令で行動指針の作成、改定又は周知徹底を行うことは命じられていなかったが、行動指針の作成、改定又は周知徹底を実施した。	132	32.2
3	排除措置命令で行動指針の作成、改定又は周知徹底を行うことは命じられておらず、行動指針の作成、改定又は周知徹底は実施していない。(問5にお進みください。)	117	28.5

Q4\_2 作成又は改定した行動指針に含まれている内容について、該当するものを選択してください。(M A)

		回答者数	293
選択肢		選択者数	割合(%)
1	独占禁止法の遵守について定めたマニュアル又はこれに準ずるもの	246	84.0
2	同業他社との接触(会合等)に関するルール	203	69.3
3	独占禁止法違反行為に関する事実を発見した場合の対応方針	160	54.6
4	その他	36	12.3

Q4\_3 作成又は改定した行動指針の周知方法について、該当するものを選択してください。(M A)

		回答者数	293
選択肢		選択者数	割合(%)
1	社内のイントラネット等への掲示	203	69.3
2	役員・従業員へのメール送付	84	28.7
3	社内報、パンフレット等への掲載	66	22.5
4	その他	121	41.3

Q4\_4 行動指針の作成又は改定に当たって、当該行動指針の作成又は改定が排除措置命令を受けたことを踏まえたものであることを貴社内に周知しましたか。(S A)

		回答者数	293
選択肢		選択者数	割合(%)
1	はい	271	92.5
2	いいえ	10	3.4
3	分からない	12	4.1

Q4\_5 行動指針の作成又は改定に当たって、工夫した点がありますか。該当するものを選択してください。(M A)

		回答者数	293
選択肢		選択者数	割合(%)
1	行動指針に経営トップのメッセージを掲載するなどして、行動指針を遵守すべきとする姿勢を示した。	186	63.5
2	同業他社との接点の多い社員について、詳細なマニュアルを策定し重点的に対応した。	92	31.4
3	実務を踏まえた具体的・実践的内容(べき・べからず集を作成する、理解しやすい平易な表現とするなど)に改定した。	115	39.2
4	自社が行った独占禁止法違反行為を紹介しつつ、自社の業務の特性に鑑み注意すべき点等を重点的に説明するようにした。	126	43.0
5	工夫した点はない。	11	3.8
6	その他	36	12.3

Q4\_6 現時点(令和4年10月現在)において、行動指針の作成又は改定及び周知徹底が貴社における独占禁止法違反行為の再発防止に寄与した程度について、行動指針の作成又は改定及び周知徹底が全く行われなかったと仮定した場合の状態を0とした上で1~10の加点法により付けるとしたら、どの数値を選択しますか。0から10までのいずれかの数値(整数)を回答してください。(S A)

※分からない場合は空欄で結構です。

		回答者数	264
選択肢		選択者数	割合(%)
0	0	0	0.0
1	1	0	0.0
2	2	0	0.0
3	3	4	1.5
4	4	3	1.1
5	5	19	7.2
6	6	5	1.9
7	7	30	11.4
8	8	55	20.8
9	9	23	8.7
10	10	125	47.4

Q4\_8 貴社の独占禁止法の遵守についての最新の行動指針について、当委員会への提供の可否について御回答ください。(S A)

		回答者数	292
選択肢		選択者数	割合(%)
1	提供可	121	41.4
2	提供不可	171	58.6

Q5\_1 排除措置命令後に、役員・従業員に対する処分に関する規程の作成又は改定を実施しましたか。(S A)

		回答者数	410
選択肢		選択者数	割合(%)
1	排除措置命令で役員・従業員に対する処分に関する規程の作成又は改定を行うことが命じられており、当該役員・従業員に対する処分に関する規程の作成又は改定を実施した。	85	20.7
2	排除措置命令で役員・従業員に対する処分に関する規程の作成又は改定を行うことは命じられていなかったが、役員・従業員に対する処分に関する規程の作成又は改定を実施した。	90	22.0
3	排除措置命令で役員・従業員に対する処分に関する規程の作成又は改定を行うことは命じられておらず、役員・従業員に対する処分に関する規程の作成又は改定は実施していない。(問6にお進みください。)	235	57.3

Q5\_2 役員・従業員に対する処分に関する規程の対象者について、該当するものを選択してください。(M A)

		回答者数	175
選択肢		選択者数	割合(%)
1	違反行為が発生した部門を担当する役員	60	34.3
2	社内の全役員	75	42.9
3	違反行為が発生した部門の従業員	45	25.7
4	社内の全従業員	112	64.0
5	その他	20	11.4

Q5\_3 役員・従業員に対する処分に関する規程に含まれている内容について、該当するものを選択してください。(M A)

		回答者数	175
選択肢		選択者数	割合(%)
1	独占禁止法に特化したものとしている。	54	30.9
2	独占禁止法違反行為に関与した場合に懲戒としている。	119	68.0
3	関与した社員の業務に管理監督責任を有する者も懲戒の対象としている。	75	42.9
4	その他	28	16.0

Q5\_4 役員・従業員に対する処分に関する規程の作成又は改定に当たって、当該規程の作成等が排除措置命令を受けたことを踏まえたものであることを貴社内に周知しましたか。(S A)

		回答者数	175
選択肢		選択者数	割合(%)
1	はい	139	79.4
2	いいえ	18	10.3
3	分からない	18	10.3

Q5\_5 役員・従業員に対する処分に関する規程の作成又は改定に当たって、工夫した点はありますか。該当するものを選択してください。(M A)

		回答者数	175
選択肢		選択者数	割合(%)
1	独占禁止法違反行為への関与が懲戒の対象になることを就業規則上明確にした。	110	62.9
2	独占禁止法違反行為への関与について、業務として行った場合でも責任を免れることはできない旨を明示・周知した。	83	47.4
3	昇進や処遇といった人事評価において、独占禁止法コンプライアンスの状況を考慮するなど法令遵守への積極的なインセンティブを与えることとした。	13	7.4

		回答者数	175
選択肢		選択者数	割合(%)
4	独占禁止法違反行為に関与し懲戒処分の対象となった場合には、処分内容を社内で公表することにより、実効性を担保することとした。	43	24.6
5	工夫した点はない。	16	9.1
6	その他	20	11.4

Q5\_7 現時点（令和4年10月現在）において、役員・従業員に対する処分に関する規程の作成又は改定が貴社における独占禁止法違反行為の再発防止に寄与した程度について、役員・従業員に対する処分に関する規程の作成又は改定が全く行われなかったと仮定した場合の状態を0とした上で1～10の加点法により付けるとしたら、どの数値を選択しますか。0から10までのいずれかの数値（整数）を回答してください。（S A）

※分からない場合は空欄で結構です。

		回答者数	149
選択肢		選択者数	割合(%)
0	0	1	0.7
1	1	0	0.0
2	2	1	0.7
3	3	2	1.3
4	4	1	0.7
5	5	13	8.7
6	6	4	2.7
7	7	13	8.7
8	8	27	18.1
9	9	13	8.7
10	10	74	49.7

Q6\_1 排除措置命令後に、社内通報制度の設置又は見直しを実施しましたか。（S A）

		回答者数	410
選択肢		選択者数	割合(%)
1	排除措置命令で社内通報制度の設置又は見直しを行うことが命じられており、当該社内通報制度の設置又は見直しを実施した。	86	21.0
2	排除措置命令で社内通報制度の設置又は見直しを行うことは命じられていなかったが、社内通報制度の設置又は見直しを実施した。	127	31.0
3	排除措置命令で社内通報制度の設置又は見直しを行うことは命じられておらず、社内通報制度の設置又は見直しは実施していない。（問7にお進みください。）	197	48.0

Q6\_3 社内通報制度の周知方法について、該当するものを選択してください。(M A)

		回答者数	213
選択肢		選択者数	割合(%)
1	社内のイントラネット等への掲示	168	78.9
2	役員・従業員へのメール送付	48	22.5
3	研修での周知	142	66.7
4	経営トップによる周知	55	25.8
5	その他	45	21.1

Q6\_4 社内通報制度の設置又は見直しに当たって、当該社内通報制度の設置等が排除措置命令を受けたことを踏まえたものであることを貴社内に周知しましたか。(S A)

		回答者数	213
選択肢		選択者数	割合(%)
1	はい	136	63.8
2	いいえ	56	26.3
3	分からない	21	9.9

Q6\_5 社内通報制度の設置又は見直しに当たって、工夫した点がありますか。該当するものを選択してください。(M A)

		回答者数	213
選択肢		選択者数	割合(%)
1	社員が独占禁止法違反行為に係る情報を認知した場合の通報は義務である旨を明らかにした。	92	43.2
2	制度の名称をフレンドリーなものに変更したり、分かりやすい利用ガイドを用意・周知したりするなど利便性向上に努めた。	52	24.4
3	社内リエンジニアを整備したところ、社内リエンジニアを事後的に利用しさえすれば責任を問われないといった意識を持つ社員が現れてきたことから、懲戒規程の実効性を確保するなど、社内規律・倫理の維持の観点からバランスを図った。	9	4.2
4	社員が通報しやすいように、自社の内部窓口だけでなく弁護士事務所等の外部窓口も設置した。	123	57.7
5	工夫した点はない。	21	9.9
6	その他	37	17.4

Q6\_6 現時点(令和4年10月現在)において、社内通報制度の設置又は見直しが貴社における独占禁止法違反行為の再発防止に寄与した程度について、社内通報制度の設置又は見直しが全く行われなかったと仮定した場合の

状態を0とした上で1～10の加点法により付けるとしたら、どの数値を選択しますか。0から10までのいずれかの数値（整数）を回答してください。（S A）

※分からない場合は空欄で結構です。

		回答者数	170
選択肢		選択者数	割合(%)
0	0	2	1.2
1	1	0	0.0
2	2	3	1.8
3	3	5	2.9
4	4	0	0.0
5	5	26	15.3
6	6	7	4.1
7	7	19	11.2
8	8	31	18.2
9	9	9	5.3
10	10	68	40.0

Q7\_1 貴社が受けた排除措置命令における全ての再発防止策を実施した結果、当該再発防止策の対象となった従業員の独占禁止法の遵守についての理解度は、再発防止策実施時点と現時点（令和4年10月現在）を比較して、どのように変化しましたか。該当するものを選択してください。（S A）

		回答者数	161
選択肢		選択者数	割合(%)
1	再発防止策の対象となったほぼ全ての従業員の理解度が向上しなかった。	2	1.2
2	再発防止策の対象となった従業員のうち、過半程度の従業員の理解度が向上しなかった。	1	0.6
3	特に変化はなかった。	0	0
4	再発防止策の対象となった従業員のうち、過半程度の従業員の理解度が向上した。	13	8.1
5	再発防止策の対象となったほぼ全ての従業員の理解度が向上した。	145	90.1

Q7\_4 現時点（令和4年10月現在）において、問7-3で御回答いただいた取組が貴社における独占禁止法違反行為の再発防止に寄与した程度について、問7-3で御回答いただいた取組が全く行われなかったと仮定した場合の状態を0とした上で1～10の加点法により付けるとしたら、どの数値を選択しますか。0から10までのいずれかの数値（整数）を回答してください。（S A）

※分からない場合は空欄で結構です。

		回答者数	289
選択肢		選択者数	割合(%)
0	0	19	6.6
1	1	0	0.0
2	2	0	0.0
3	3	4	1.4
4	4	0	0.0
5	5	24	8.3
6	6	7	2.4
7	7	16	5.5
8	8	50	17.3
9	9	27	9.4
10	1 0	142	49.1

Q8\_1 お送りした封筒に封入されている【別紙】において、「また、貴社は、上記排除措置命令を受ける前に、●●を受け  
ております。」と、貴社が受けた排除措置命令が複数記載されていますか。(S A)

		回答者数	410
選択肢		選択者数	割合(%)
1	はい	13	3.2
2	いいえ (問9にお進みください。)	397	96.8